

平成 23 年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率の概要(確報)

平成 24 年 11 月

神奈川県総務局総務部市町村財政課

平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要（確報）

1 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率(確報値)のポイント

○ いずれの指標においても早期健全化基準以上である市町村はなし。

※ 平成24年9月28日に公表した「平成23年度市町村普通会計決算(見込み)及び公営企業決算(見込み)の概要 附 健全化判断比率及び資金不足比率(速報値)」から、各比率の異動はありません。

2 県内市町村の概況

(1) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

- ・ 実質赤字額を計上した市町村はない。(平成22年度決算：該当団体なし)
※実質赤字比率
一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率。

イ 連結実質赤字比率

- ・ 連結実質赤字額を計上した市町村はない。(平成22年度決算：該当団体なし)
※連結実質赤字比率
公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額等の、標準財政規模に対する比率。

ウ 実質公債費比率

- ・ 起債許可基準及び早期健全化基準以上の比率を計上した市町村はない。
(平成22年度決算：起債許可基準超過 1市)
- ・ 県平均は7.0%、▲0.3ポイント減少。
- ・ 公債費及び公営企業債一般会計負担額の減等による比率分子の減及び標準財政規模、普通交付税の増等による比率分母の増加により、33団体中24団体に減少。
※実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額)に対する比率。18.0%以上となると起債にあたり知事(政令指定都市は総務大臣)の許可が必要となり、早期健全化基準(25.0%以上)となると一部の起債発行が制限される。

エ 将来負担比率

- ・ 早期健全化基準以上の比率を計上した市町村はない。
(平成22年度決算：該当団体なし)
- ・ 県平均は83.5%、▲3.1ポイント減少。
- ・ 公営企業債一般会計負担見込額、退職手当支払見込額の減等による比率の分子の減及び標準財政規模、普通交付税の増等による比率分母の増加により、33団体中24団体に減少。
※将来負担比率
地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(将来負担額)の標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額)に対する比率。

(2) 資金不足比率

- ・ 資金不足を計上した公営企業会計はない。(平成22年度決算：該当会計なし)
※資金不足比率 各公営企業単位による事業の規模に対する資金不足額の比率。

【平成23年度決算に基づく健全化判断比率等(確報値)一覧表】

(単位：%)

| 市町村名 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 資金不足比率 | | 議 会 報 告 日 |
|---------------------|--------|----------|---------|--------|--------|---|--------------|
| | | | | | 会計数(名) | | |
| 横 浜 市 | - | - | 16.3 | 212.9 | 全12会計 | - | 9月19日 |
| 川 崎 市 | - | - | 10.9 | 111.2 | 全9会計 | - | 9月3日 |
| 相 模 原 市 | - | - | 4.2 | 27.3 | 全3会計 | - | 8月27日 |
| 政 令 市 平 均 | - | - | 10.5 | 117.1 | | | |
| 横 須 賀 市 | - | - | 6.0 | 63.7 | 全3会計 | - | 9月20日 |
| 平 塚 市 | - | - | 3.3 | - | 全4会計 | - | 8月31日 |
| 鎌 倉 市 | - | - | 0.4 | 37.5 | 全1会計 | - | 9月10日 |
| 藤 沢 市 | - | - | 4.6 | 33.1 | 全3会計 | - | 9月20日 |
| 小 田 原 市 | - | - | 10.2 | 51.4 | 全5会計 | - | 9月21日 |
| 茅 ヶ 崎 市 | - | - | 2.8 | 15.4 | 全2会計 | - | 8月30日 |
| 逗 子 市 | - | - | 5.0 | 72.1 | 全1会計 | - | 9月5日 |
| 三 浦 市 | - | - | 12.2 | 201.3 | 全4会計 | - | 9月27日 |
| 秦 野 市 | - | - | 5.5 | 61.2 | 全2会計 | - | 9月6日 |
| 厚 木 市 | - | - | 3.7 | 61.7 | 全2会計 | - | 8月30日 |
| 大 和 市 | - | - | 4.1 | 35.8 | 全2会計 | - | 9月3日 |
| 伊 勢 原 市 | - | - | 5.7 | 131.1 | 全1会計 | - | 9月7日 |
| 海 老 名 市 | - | - | 1.0 | - | 全1会計 | - | 8月31日 |
| 座 間 市 | - | - | 8.2 | 46.2 | 全2会計 | - | 11月7日 |
| 南 足 柄 市 | - | - | 6.5 | 127.0 | 全2会計 | - | 9月11日 |
| 綾 瀬 市 | - | - | 14.1 | 85.9 | 全1会計 | - | 9月3日 |
| 都 市 平 均 (除政令市) | - | - | 5.8 | 73.1 | | | |
| 都 市 平 均 | - | - | 6.6 | 80.9 | | | |
| 葉 山 町 | - | - | 1.0 | - | 全1会計 | - | 9月5日 |
| 寒 川 町 | - | - | 7.1 | 67.7 | 全1会計 | - | 9月6日 |
| 大 磯 町 | - | - | 10.2 | 88.9 | 全1会計 | - | 9月3日 |
| 二 宮 町 | - | - | 5.4 | 90.9 | 全1会計 | - | 9月7日 |
| 中 井 町 | - | - | 10.6 | 16.8 | 全2会計 | - | 9月14日 |
| 大 井 町 | - | - | 5.2 | - | 全2会計 | - | 9月6日 |
| 松 田 町 | - | - | 8.5 | 81.1 | 全3会計 | - | 9月11日 |
| 山 北 町 | - | - | 12.1 | 81.2 | 全2会計 | - | 9月7日 |
| 開 成 町 | - | - | 10.9 | 104.7 | 全2会計 | - | 9月14日 |
| 箱 根 町 | - | - | 9.0 | 119.0 | 全3会計 | - | 9月28日 |
| 真 鶴 町 | - | - | 13.0 | 150.3 | 全2会計 | - | 9月7日 |
| 湯 河 原 町 | - | - | 8.4 | 80.4 | 全3会計 | - | 9月24日 |
| 愛 川 町 | - | - | ▲1.9 | - | 全2会計 | - | 9月3日 |
| 清 川 村 | - | - | 8.2 | - | 全2会計 | - | 9月11日 |
| 町 村 平 均 | - | - | 7.7 | 88.1 | | | |
| 市 町 村 平 均 (除政令市) | - | - | 6.7 | 79.4 | | | |
| 市 町 村 平 均 | - | - | 7.0 | 83.5 | | | |

(注1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率については、0以下の比率は存在しないため、0以下になった場合は、-で記載している。

(注2) 平均はすべて単純平均であるが、比率が存在しない団体がある場合は、これを除外して算出している。

(注3) 実質公債費比率及び将来負担比率は、この表では総務省の公表ルールに従い小数点以下第2位を切り捨てたものを記載している。

3 制度の解説

○ 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、「健全化判断比率」として4つの財政指標を、また、公営企業会計ごとの経営状況の深刻度を示す指標として「資金不足比率」を定めており、地方公共団体は、各比率について、監査委員の審査に付したうえで議会に報告するとともに、住民に対し公表しなければならないもの。

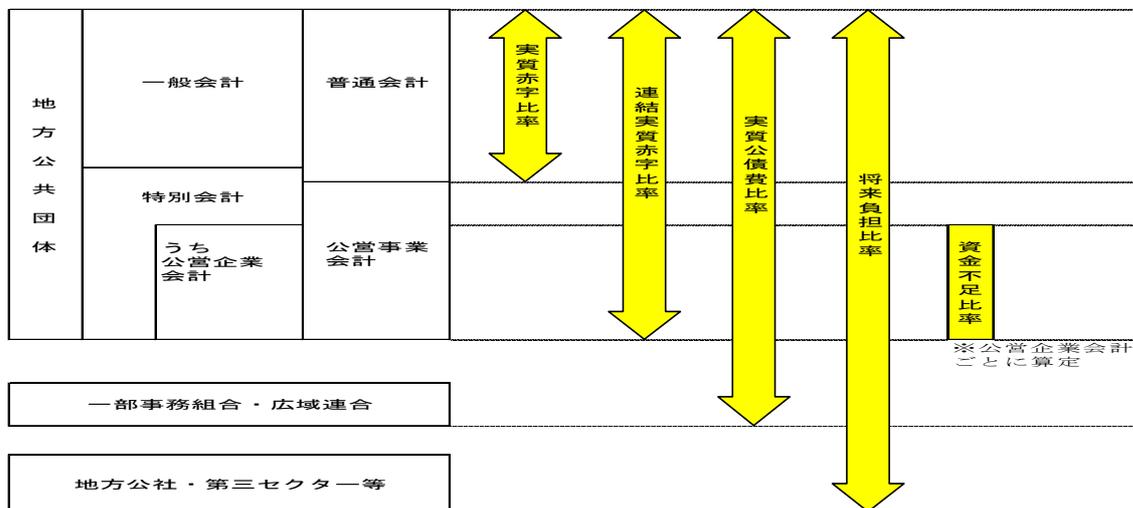
○ 一般会計等

市町村の一般会計及び特別会計のうち、決算統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲のもの。ただし、「普通会計」が特別会計の事業単位で「一般会計」に連結するのに対し、「一般会計等」は、特別会計単位で「一般会計」に連結するといった点に相違がある。

【健全化判断比率等に係る早期健全化基準等】

| 区 分 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-----------------|---------------------------------|--------|
| 実 質 赤 字 比 率 | 各団体の標準財政規模に応じて 11.25%～15.00% | 20.0% |
| 連 結 実 質 赤 字 比 率 | 各団体の標準財政規模に応じて 16.25%～20.00% | 30.0% |
| 実 質 公 債 費 比 率 | 25.0% | 35.0% |
| 将 来 負 担 比 率 | 350% (政令指定都市は 400%) | — |
| 資 金 不 足 比 率 | (経営健全化基準)20% | — |

【健全化判断比率等の対象会計等について】



○ 早期健全化基準

- 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、「財政健全化計画」を定めなければならない。

○ 財政再生基準

- 健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、「財政再生計画」を定めなければならない。

○ 経営健全化基準(公営企業会計のみ適用)

- 資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)以上の場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。

【健全化判断比率等の概要】

ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額
- ① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

ウ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\begin{aligned} & (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ & - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還金：①から⑤までの合計額
- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

エ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{aligned} & \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) \\ & + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：①から⑧までの合計額
- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：①から⑥までの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

オ 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 事業繰越額等 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。